

第1章 国有財産の概要

本章では、国有財産行政の対象となる「国有財産」について解説しています。

国有財産のなかには、国会議事堂や皇居のように国民の皆様にも親しまれているものがたくさんあります。

まずは、国有財産とは何なのか、こういった種類の国有財産をどれだけ国が保有しているかについて、ご紹介します。

① **国有財産の範囲・分類** では、どのような財産が国有財産に含まれ、それらがどのように分類されているかを解説します。

② **国有財産の価格・面積** では、財産種類別の価格や、土地の面積等を掲載しています。

③ **最適利用答申** では、令和元年6月14日に取りまとめられた答申の概要について解説します。

資料ガイド

- ① 国有財産の範囲・分類
- ② 国有財産の価格・面積
- ③ 最適利用答申

-資料01～02
-資料03～04
-資料05

《国会議事堂》

- 東京都千代田区に所在し、正面に向かって左側に衆議院、右側に参議院が配置されています。この議事堂は、昭和11年に帝国議会議事堂として建設されたものです。
- 衆議院・参議院所管 行政財産(公用財産)
- 土地
数量: 103千平方メートル
価格: 302,066百万円



《皇居》

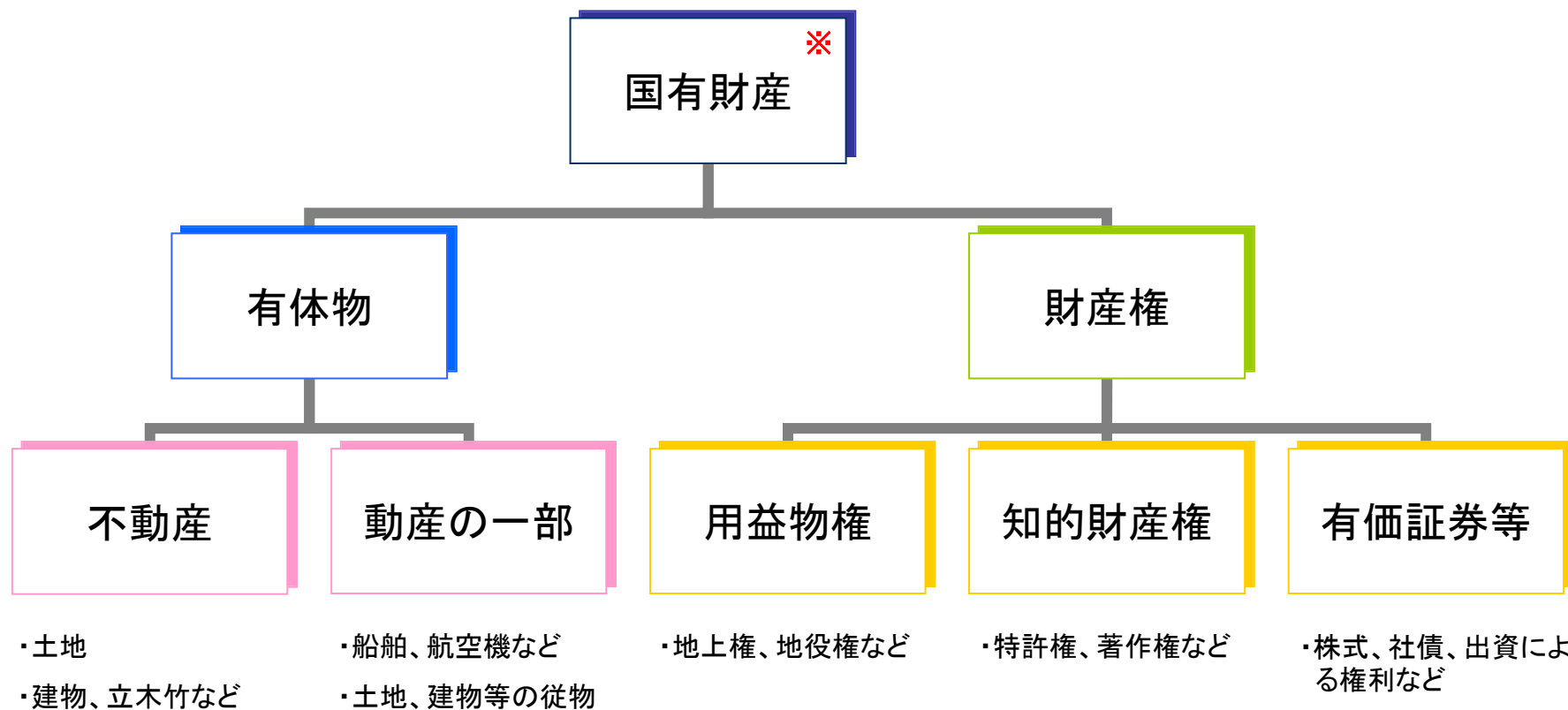
(出典: 参議院HP)



(出典: 宮内庁HP)

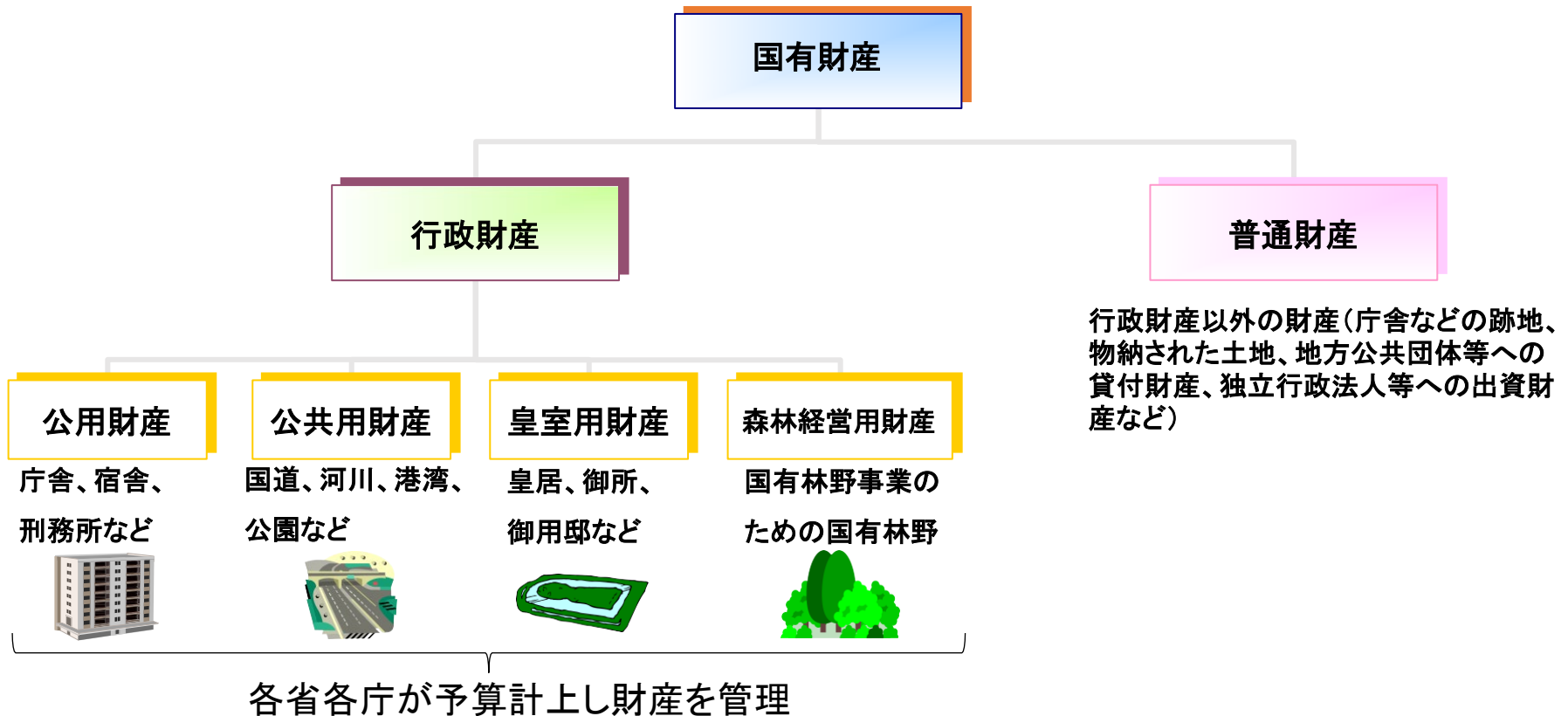
- 東京都千代田区に所在し、皇居内には、御所を始め、諸行事を行う宮殿等の建物があります。徳川幕府の居城(江戸城)であったものが明治元年に皇居とされました。
- 内閣府所管 行政財産(皇室用財産)
- 土地
数量: 1,150千平方メートル
価格: 368,796百万円

- 国は、不動産（土地、建物など）、動産（現金、自動車、船舶など）、用益物権（地上権など）、債権（貸付金など）、知的財産権など、多種多様な財産を所有しており、広い意味で「国有財産」という場合には、国が所有する財産の全てを指します（広義の国有財産）。
- しかし、国有財産行政において対象とされている財産は、国有財産法上の国有財産（狭義の国有財産）、すなわち、不動産、一部の動産、有価証券などを指します。
- なお、国有財産法の対象とされていない国有財産の例としては、現金（会計法において規定）、債権（国の債権の管理等に関する法律において規定）、物品（物品管理法において規定）などがあり、別の法体系の下におかれています。



※ 国有財産法上の国有財産（狭義の国有財産）。ここには、現金・預金、物品、債権などは含まれません。

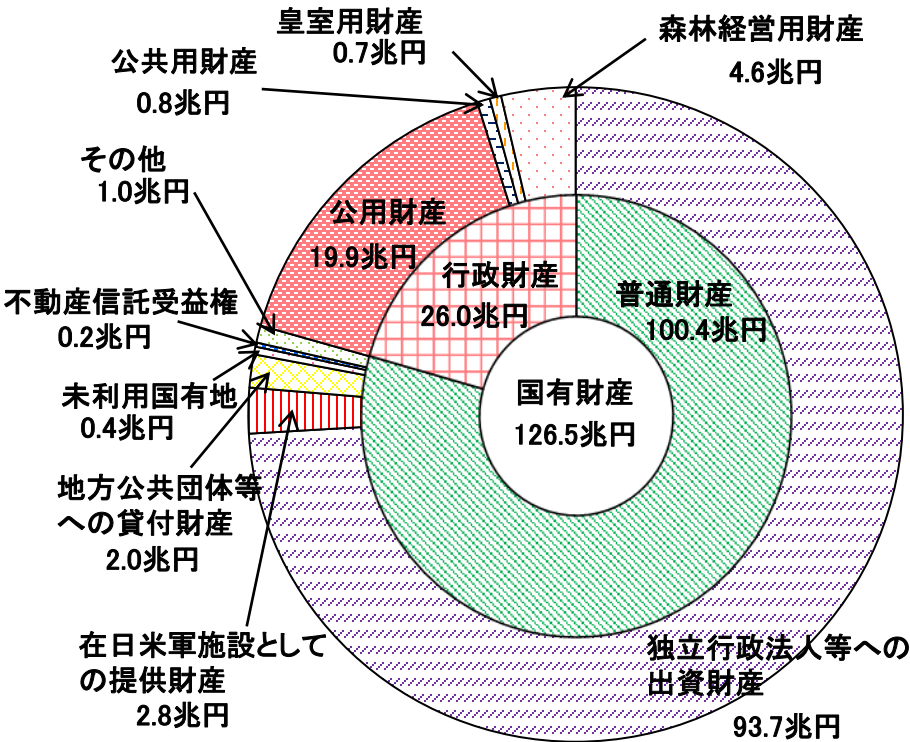
- 国有財産の管理及び処分を規定する国有財産法においては、国有財産を「行政財産」と「普通財産」に分類しています。
- 「行政財産」には、庁舎などの「公用財産」や、道路・河川・公園などの「公共用財産」などがあり、各省各庁の長が管理することとされています。
- 「普通財産」には、庁舎などの跡地、物納された土地、地方公共団体等への貸付財産、独立行政法人等への出資財産などが含まれます。



※国有財産法（昭和23年法律第73号）（抄）
第5条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

- 国有財産の現在額は、毎年度、国会に報告することとされており、令和3年度末現在で126.5兆円です。このうち、独立行政法人等への出資財産は93.7兆円です。
- ※公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産(道路、河川など)は、含まれておりません。
- 国有財産の分類別にみると、行政財産は26.0兆円、普通財産は100.4兆円です。
- また、国有財産のうち、土地は総額で19.8兆円です。このうち行政財産は14.6兆円、普通財産は5.1兆円です。
- 普通財産の土地のうち、在日米軍施設として提供しているものは2.0兆円、地方公共団体等に公園用地等として貸し付けているものは2.0兆円、未利用の国有地は0.4兆円、山林原野等は0.4兆円です。

【 国有財産の内訳 】



【 土地の内訳 】 (令和3年度末現在)

行政財産			普通財産		
種類	内訳	価格 (兆円)	内訳	価格 (兆円)	
公用	防衛施設	4.2	在日米軍施設としての提供財産 (横田飛行場、横須賀海軍施設、岩国飛行場等)	2.0	
	空港施設 (東京国際空港等)	1.0			
	国会施設	1.1			
	小計	矯正施設(刑務所等)	0.4	地方公共団体等への貸付財産 (代々木公園、大阪城公園等)	2.0
		裁判所施設	0.4		
		その他	5.0	未利用国有地	0.4
公共用	新宿御苑、国営昭和記念公園等	0.6	その他 (山林原野等)	0.4	
皇室用	皇居等	0.6	計②	5.1	
森林経営用	国有林野事業	1.0	総計(①+②)	19.8	
計①		14.6			

(注1) 国の財務書類上の資産は、上記の国有財産や道路・河川等の公共用財産のほか、現金・預金、貸付金等の金融資産が計上されています。

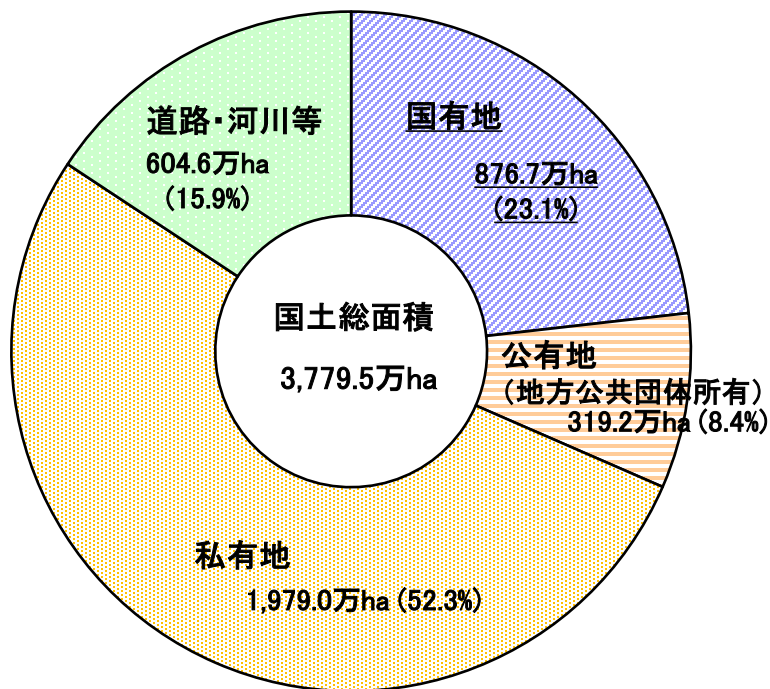
(令和3年度末 国の財務書類上の資産は723兆円、うち道路・河川等の公共用財産は156兆円)

(注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

- 令和3年度末の国有地の面積は876.7万haであり、国土の約4分の1を占めています。
- その大部分(約97%)は森林経営用財産(国有林)で、国有林野事業に用いられています。この森林経営用財産(国有林)は、国土の保全や自然環境の保護という観点から重要な役割を担っており、屋久島、小笠原諸島、白神山地のように世界遺産に登録されているものもあります。
- 森林経営用財産以外の国有地は約23万haとなっています。

【国土に占める国有地の面積の割合】

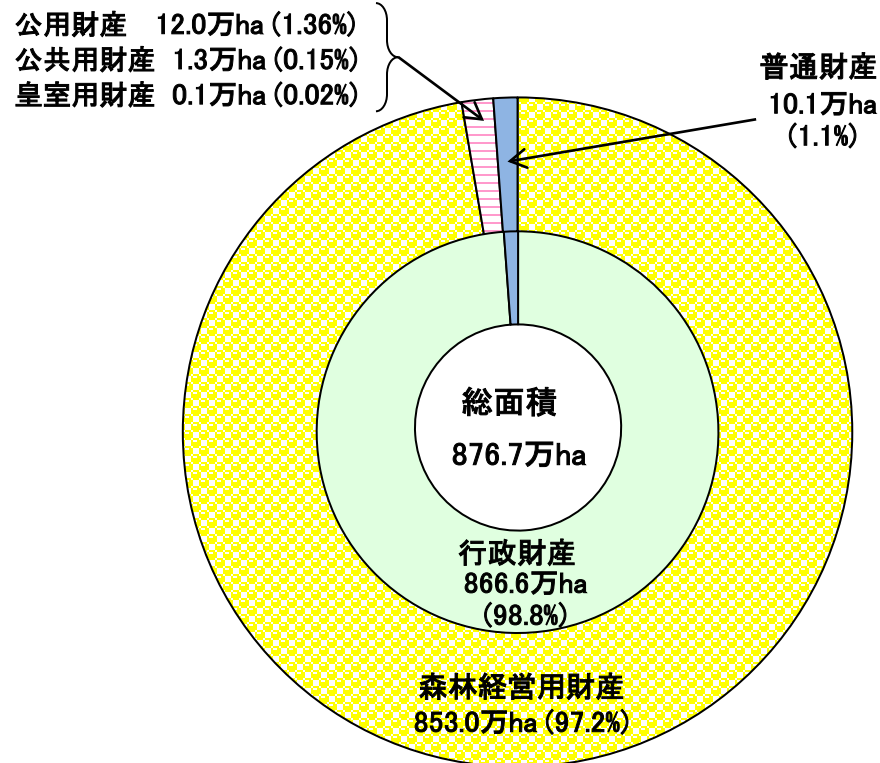
(令和元年の数値)



(注1) 国土交通省提供資料により作成しており、右記グラフとは時点が異なります。(国有地については令和元年度末時点)
 (注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

【国有地の内訳(面積)】

(令和3年度末現在)



(注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳(道路台帳、河川現況台帳等)で管理されている財産(道路・河川等)は、含まれていません。
 (注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

05 令和元年6月14日 答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」 の概要

③ 最適利用答申

(1) 国有財産の更なる有効活用

○ 留保財産の選定

有用性が高く希少な土地は国が所有権を留保し(留保財産)、定期借地権による貸付で活用。

○ 定期借地権による貸付の対象の拡大

公的施設と民間施設の複合施設等への貸付も可能とする。

(2) 引き取り手のない不動産の発生 の抑制に向けた対応

○ 一定の条件を満たす不動産の寄附受け

○ 相続人不存在の場合における清算後の残余財産の国庫帰属

○ 管理コスト削減の方策

売却困難な財産について貸付・管理委託を行いコスト低減に取り組む。

(3) 庁舎

○ 地方都市における既存庁舎の徹底した活用(地方公共団体との情報共有等)

○ 権利床の庁舎としての活用

庁舎不足の地域において、再開発建物の一部(権利床)の取得が見込まれる場合には当該権利床を庁舎として活用。

(4) 国家公務員宿舎

○ 地域ごとの宿舎需給のミスマッチ解消

○ 住戸規格のミスマッチ(独身・単身用宿舎の不足)解消

○ 老朽化への対応